

6月13日(土) 販売開始！ 「青森市 プレミアム商品券」



青森市プレミアム商品券発行事業実行委員会では、消費拡大による青森市の経済活性化のため、市内商品券取扱店をご利用いただける「青森市プレミアム商品券」を販売します。10,000円で12,000円分のお買い物などができるお得なプレミアム商品券を、ぜひご利用ください。

青森市プレミアム商品券発行事業実行委員会

(青森商工会議所内、☎017-757-8762)

青森市浪岡商工会 (☎0172-62-2511)

経済政策課 (☎017-734-2376)

◆販売方法 1セット12,000円分(1,000円券8枚・500円券8枚の16枚綴り※)を10,000円で販売(1人3セットまで)

※500円券は、中小小売店舗のみ使用できます。

◆販売期間 6月13日(土)～売切れ次第終了

◆有効(使用)期間 6月20日(土)～9月30日(水)
(商品券の払戻しはできません)

◆商品券販売店 (商品券を購入できるお店) ※予定
(株)日専連ホールディングス、(協)サンロード青森、(株)中三青森本店、青森駅ビルラビナ店、(株)さくら野百貨店青森店、(株)イオン青森店、青森県民生活協同組合、(株)サンワドー、(株)マエダ、青森市浪岡商工会、道の駅「なみおか」アップルヒル、「道の駅」浅虫温泉 ゆ～さ浅虫

◆商品券取扱店 (商品券を利用できるお店)
「青森市プレミアム商品券取扱店」のポスター、シール、のぼりを掲示しているお店で利用できます。
※商品券取扱店の一覧は、商品券販売店、青森市プレミアム商品券ホームページ (HP<http://otoku-aomori.jp>) で確認できるほか、5月30日(土)・6月12日(金)に地元新聞に掲載します。

低所得世帯、子育て世帯に 「プレミアム商品券」を支給します

所得の低い世帯、子育て世帯の生活支援と地域内の消費喚起のため、対象世帯に「プレミアム商品券」を支給します。申請は不要で、6月13日(商品券発売日)から簡易書留で世帯主あてに郵送します。

※10日ほど経過しても簡易書留が届かない場合はお問合せください。

青森市臨時福祉給付金等対策室 (☎017-734-1145)

子育て世帯は 子ども1人につき3,000円分

【支給対象】平成27年4月1日に青森市に住民票のある、中学校修了前の児童(平成12年4月2日以降生まれ)



低所得世帯は 1世帯につき5,000円分

【支給対象】平成27年4月1日に青森市に住民票のある、①生活保護世帯 ②世帯全員が平成26年度市・県民税を課税されていない世帯

※平成26年1月2日以降に青森市に転入されたかたがいる世帯は、手続が必要となるため、②の対象となる可能性がある世帯に別途通知しています。

「児童手当・特例給付の現況届」は6月中に提出を ※今回は「子育て世帯臨時特例給付金」の申請を兼ねています

5月29日、児童手当・特例給付受給者（公務員を除く）に現況届を郵送しています。内容をご確認の上、忘れずに提出してください。

☎子育て支援課（☎017-734-5334）
浪岡事務所健康福祉課（☎0172-62-1113）

◆提出期間 6月1日(月)～30日(火)

◆提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。

①郵送 6月30日(火)消印有効（送料自己負担）

②特設窓口へ直接提出

受付場所 市役所本庁舎中庭駐車場プレハブ棟
浪岡事務所健康福祉課

受付時間 8:30～18:00（土・日曜日除く）

※やむを得ず期間内に提出できない場合はご連絡ください。

※配偶者の所得が高い場合など、現況届の審査によって、受給者を配偶者に変更していただく場合があります。

6月は児童手当の支給月です

2～5月の4か月分が6月12日(金)に支給されます。

新たに子どもが生まれた場合や、市外へ転出、市外から転入した場合などは、窓口で申請手続きが必要です。出生日または住所変更日（転出予定日）の翌日から、15日以内に認定請求手続きがないと、受給できない月が発生しますのでご注意ください。

※市外へ転出された場合や受給者が変更になった場合には、支給日が異なることがあります。

※公務員は、所属庁からの支給となりますので、支給日等が異なります。また、新たに公務員として採用になったかたは、所属庁での手続きのほか、市役所での手続きも必要ですのでご注意ください。

「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます

消費税率引き上げに伴う子育て世帯への負担を緩和するため、昨年度に引き続き、臨時特例的な措置として「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

☎臨時福祉給付金等対策室（☎017-734-1145）

◆支給対象者・対象児童

平成27年6月分の児童手当の支給対象者（5月31日までに生まれた児童）。

ただし、特例給付（所得が高額なかたに、児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの）の対象者を除きます。

◆支給額 児童手当の対象児童1人につき3,000円

◆申請方法 「児童手当・特例給付の現況届」の裏面に、申請書が印刷されています。必要事項を記入の上、提出してください。詳しくは、上記「児童手当・特例給付の現況届」の提出期間・提出方法をご覧ください。

※公務員のかたは、6月1日(月)から8月31日(月)までに、受給状況証明欄に証明を受けた申請書（各職場で配布）を上記特設窓口へ提出してください。

◆支給について 支給要件等の審査後、9月頃に支給決定（不決定）を通知し、10月の児童手当支給時期に併せて、原則児童手当受給口座に入金します。

臨時福祉給付金も 支給されます

昨年度、市・県民税が課税されないかたに支給した「臨時福祉給付金」は、7月末から受付を開始する予定です。詳細は改めてお知らせします。

『青森市客引き行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例骨子案』に対する意見募集の結果

市民や滞在者に不安を与え、迷惑をかける「客引き」が増加傾向にあることから、市では『青森市客引き行為等の防止に関する条例』を改正し、罰則の強化を図ることとしています。改正条例の骨子案を作成し、3月に市民の皆さんからご意見を募集しましたが、ご意見はありませんでした。

市では、この骨子案を基に条例案を作成し、平成27年第2回青森市議会定例会に議案として提出しています。

条例案の骨子は、市ホームページに掲載しているほか、6月30日(火)まで、市民協働推進課や各支所・市民センターなどでご覧いただけます。

☎市民協働推進課（☎017-734-2324）